

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画特定街区内幸町一丁目北特定街区

当該事項を定める土地の区域

東京都千代田区内幸町一丁目地内

二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画内幸町一丁目北地区地区計画

当該事項を定める土地の区域

東京都千代田区内幸町一丁目地内

二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画公園第9・6・6号中央公園

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都千代田区日比谷公園、有楽町一丁目及び内幸町一丁目各地内

- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（浜松町二丁目4地区）

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都港区浜松町二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画浜松町駅西口地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都港区浜松町二丁目及び海岸一丁目各地内

二 縦覧場所 港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区街づくり支援部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画都市再生特別地区（赤坂二・六丁目地区）
当該事項を定める土地の区域 追加する部分
東京都港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
 - 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
-
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画地区計画赤坂二・六丁目地区地区計画
当該事項を定める土地の区域
東京都港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
 - 二 縦覧場所
港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号
港区街づくり支援部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画駐車場第21号氷川駐車場
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
- 二 縦覧場所 港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号
港区街づくり支援部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区）

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都渋谷区渋谷二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都渋谷区渋谷一丁目及び渋谷二丁目各地内

二 縦覧場所 渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都渋谷区宇田川町一番一号

渋谷区都市整備部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画第一種市街地再開発事業渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
東京都渋谷区渋谷二丁目地内
- 二 縦覧場所 渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 東京都渋谷区宇田川町一番一号
渋谷区都市整備部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画自動車ターミナル第9号渋谷二丁目バスターミナル
当該事項を定める土地の区域 追加する部分
東京都渋谷区渋谷二丁目地内
- 二 縦覧場所 渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 東京都渋谷区宇田川町一番一号
渋谷区都市整備部都市計画課